

葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

葉山町印鑑条例（昭和49年葉山町条例第34号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和元年12月6日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

葉山町印鑑条例（昭和49年葉山町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第4条第2項中「記録」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）が」に改める。

第6条第1項第5号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

第16条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項中「第5号」を「第4号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

- (1) 印鑑の登録を受けることができない者としていた「成年被後見人」を、「意思能力を有しない者」とすることとした。
- (2) その他所要の改正を行うこととした。

## 3 施行期日等

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行することとした。

葉山町印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町印鑑条例 昭和49年9月3日条例第34号</p> <p>(登録資格等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び意思能力を有しない者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(登録印鑑の不受理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認をしたときは、直ちに次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合)にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合)にあっては、氏名及び当該通称)</p>	<p>○葉山町印鑑条例 昭和49年9月3日条例第34号</p> <p>(登録資格等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(登録印鑑の不受理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認をしたときは、直ちに次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合)にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合)にあっては、氏名及び当該通称)</p>

改正後	改正前
<p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録原票の抹消)</p> <p>第16条 町長は、第10条の届出若しくは前条の申請があったとき又は登録者が次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録原票を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p> <p>2 町長は、前項の規定により登録の抹消をしたときは、同項第1号、第2号及び<u>第4号</u>を除き、登録者にその旨通知するものとする。</p>	<p>(6)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録原票の抹消)</p> <p>第16条 町長は、第10条の届出若しくは前条の申請があったとき又は登録者が次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録原票を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 後見開始の審判を受けたとき。</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> (略)</p> <p>2 町長は、前項の規定により登録の抹消をしたときは、同項第1号、第2号及び<u>第5号</u>を除き、登録者にその旨通知するものとする。</p>